

『居宅介護支援』重要事項説明書

1：事業所の概要

事業所名	横浜市加賀原地域ケアプラザ居宅介護支援事業所
所在地	横浜市都筑区加賀原1丁目22番32号
事業者指定番号	1473800074
事業所加算	特定事業所加算Ⅲ
管理者・連絡先	梅本 利枝子 TEL 045(944)4640
サービス提供地域	都筑区、青葉区（市ヶ尾町・荏田西・大場町）、緑区北八朔町
併設施設	通所介護 定員45名 地域包括支援センター

2：事業所の職員体制等

職種	従事するサービス内容	人員
1：管理者	業務全般の管理運営	1名（常勤兼務）
2：介護支援専門員	居宅介護支援等	4名（常勤兼管理者1名・常勤専従3名） ＊特定事業所として常勤専従1人当たりの担当数は44名まで

3：指定居宅介護支援の提供方法及び内容

- (1) 利用者による居宅サービスの選択に役立つよう、地域における指定居宅サービス事業者（以下『サービス事業者』という）等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供する。
- (2) 利用者の自宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、課題分析により利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべきことを把握する。
- (3) 利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービス提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画(ケアプラン)の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画(ケアプラン)の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 居宅サービス計画(ケアプラン)の原案の内容について利用者及びその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画(ケアプラン)とし、利用者及びサービス事業者に交付する。
- (6) 当該居宅サービス計画(ケアプラン)に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。
- (7) 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、介護保険施設等への紹介その他便宜を提供する。又、介護保険施設等から退所等を行う場合には居宅への移行がスムーズに行われるよう連絡調整を行う。
- (8) 介護支援専門員は、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成後においても、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画(ケアプラン)の実施状況を把握（以下「モニタリング」という）する。モニタリングの結果についてはその都度記録する

4：営業日及び営業時間

業務日	業務時間
原則として毎日 (但し12月29日～1月3日は除く)	午前8時30分～午後5時30分(第1水曜日、日曜日・祝日は午後5時)まで

*業務時間外の夜間緊急時は携帯電話への転送となります。

(但し、担当介護支援専門員が休日の場合には、他介護支援専門員が対応いたします)

5：サービス利用料及び利用者負担

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合にはその交通費は徴収しない。
- (3) 利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる。
- (4) 利用者は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる。

6：秘密保持

- (1) 事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、退職後も秘密を保持します。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

7：当事業所のサービス方針等

- (1) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意志を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ有効的に提供されるよう中立公正な立場でサービス調整を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう十分に配慮いたします。
- (4) 指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する視点から、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう、利用者またはその家族に対し事前に協力を求めさせていただきます。
- (5) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、指定居宅サービス等事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う事業者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (6) 当事業所は、利用者に事故が生じた場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。当事業所は前項の事故及びその事故に際してとった処置について記録する。当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を適切に行う。

8：当事業所のサービス体制

- (1) 当事業所は従業員の資質向上を図るための演習の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 定期研修 年1回以上（基礎研修・更新研修・法人内研修・所内研修）
- (2) 支援が困難な事例に対しても、対応可能な体制が整えられております。
- (3) 介護支援専門員実務研修において、実習科目等への協力体制が整えられております。

9：当事業所の運営方針

私たちの方針として『幸せ創出集団』というスローガンを掲げお客様のみならず地域に根ざした福祉活動により社会全体の幸せをも創造できる社会福祉法人をめざしております。

10：相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当事業所お客様相談窓口	電話番号：045（944）4640 FAX：045（944）4642 担当者： 責任者：梅本 利枝子 対応時間：午前8時30分～午後5時30分（第1水曜日、日曜日・祝日は午後5時）まで 12月29日から1月3日は営業しない 緊急時：（24時間対応）携帯電話に転送されます
-------------	---

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申請が出来ます。

都筑区介護保険相談窓口	所在地：横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 電話番号：045（948）2305 FAX：045（948）2309 対応時間：平日午前9時～午後5時まで 祝日及び12月29日から1月3日は営業しない
青葉区介護保険相談窓口	所在地：横浜市青葉区市が尾町31-4 電話番号：045（978）2478 FAX：045-978-2427 対応時間：平日午前9時～午後5時まで 祝日及び12月29日から1月3日は営業しない
緑区介護保険相談窓口	所在地：横浜市緑区寺山町118番地 電話番号：045（930）2315 FAX：045-930-2310 対応時間：平日午前9時～午後5時まで 祝日及び12月29日から1月3日は営業しない
横浜市介護保険相談窓口 （介護事業指導課）	所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号：045（671）3413 FAX：045-550-3615 対応時間：平日午前9時～午後5時まで 祝日及び12月29日から1月3日は営業しない

神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地：横浜市西区楠町２７－１ 電話番号：０５７０－０２２－１１０ 対応時間：平日午前８時３０分～午後５時１５分まで 祝日及び１２月２９日から１月３日は営業しない
-----------------	--

９：当法人の概要

経営法人	社会福祉法人 中川徳生会
代表者名	理事長 高橋 栄治郎
法人本部所在地・連絡先	横浜市都筑区南山田２丁目３９番３５号 電話番号：０４５（５９１）２３３３
関連施設 第一種社会福祉事業 第二種社会福祉事業 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 居宅介護支援受託経営	特別養護老人ホーム 中川の里 特別養護老人ホーム 都筑の里 特別養護老人ホーム ビオラ三保 特別養護老人ホーム ビオラ川崎 特別養護老人ホーム ビオラ市ヶ尾 ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ 地域包括支援センター ビオラ宮崎 地域包括支援センター こだなか 地域包括支援センター ビオラ川崎 エヌアイ在宅サービスステーション（定期巡回・訪問看護） シルバーハウジング南平住宅

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、交付いたしました。

横浜市加賀原地域ケアプラザ居宅介護支援事業所

説明者 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受け、同意の上、押印します。

利用者 _____ 印

代理人又は立会人
（代理人にした場合委任状が必要となります）

続柄（ ） _____ 印